

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年9月12日)

【 件 名 】

- 1 子育て王国とっとり条例（仮称）骨子（たたき台）について
(子育て応援課) …… 1

福 祉 保 健 部

子育て王国とっとり条例（仮称）骨子（たたき台）について

平成25年9月12日
子育て応援課

「子育て王国とっとり条例（仮称）」について検討を行う懇話会の第1回会議を9月10日（火）に開催し、委員の互選により塩野谷（鳥取大学）教授が会長に選出され、会長の進行で「子育て王国とっとり条例（仮称）骨子（たたき台）」について意見をいただきました。

いただいた意見を参考にして、今後、骨子（たたき台）を加筆訂正し、次回の常任委員会に改めて報告した上で、パブリックコメントなどにより県民のご意見を伺うこととしています。

＜新条例骨子（たたき台）のポイント＞

○新条例の内容

- ・「子育て王国とっとりプラン」の計画期間（H22～26）中途であるが、子ども・子育ての関心が高まっている今、プランの考え方を継承し、子育て王国とつとりをさらに発展させるため、県としての基本的な考え方を示す条例を制定する。
- ・県、市町村、県民、事業者等の役割を明らかにし、協働して、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の実現を目指す。
- ・具体的な施策に取り組むよう、5つの柱立てによる「重点的に取り組む施策」を定める。
 - ア 子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくりに関する施策
 - イ 結婚、妊娠、出産を総合的に支援する施策
 - ウ 地域社会みんなで取り組む子育てを支援する施策
 - エ 職場生活と家庭生活との両立を支援する施策
 - オ 要保護児童・要支援家庭等を支援する施策
- ・子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、子育て王国とっとり発展会議（仮称）を設置する。
- ・情勢の変化等を踏まえ制定後5年で見直しをする。

○子育て王国とっとりプランとの相違点

- ・重点的に取り組む施策（方向性）について、プランでは7つの柱立てにしていたが、施策の関連性などを再整理して5つの柱立てとする。
- ・プランで記載していた「目標指標」などは、条例制定後、毎年度作成する「行動指針」で定めるとともに、毎年度の施策・事業を明らかにして進行管理と検討を行う。

1 子育て王国とっとり条例（仮称）骨子 【たたき台】 ※H25. 9. 10開催の懇話会資料

前文

- 子どもは、私たちの郷土の希望であり、未来を創るかけがえのない財産である。
- 誰もが安心して生み、育てる喜びを実感し、子どもの笑顔と幸福が溢れる地域は、そこに住むすべての人が豊かで幸せに生活できる地域であり、私たちの願いである。
- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な「未来への投資」であり、地域全体で一丸となって取り組むべきことである。
- 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合いができるよう、そしてまた、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもとしっかりと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員、県民一人ひとりが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、それぞれが協働しながら、各々の役割を果たし、支えていくことが重要である。
- そうした取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる鳥取県を創っていかねばいけない。
- そして、そのような取組の着実な積み重ねが、やがて風土として、我が郷土の住み良さとして、親から子へ、子が

ら孫へと世代を超えて受け継がれていき、自然豊かで住民の絆が強い鳥取県らしい子育て環境を創造・発展させることを目指し、この条例を制定する。

<考え方・論点>

- ・鳥取県は、平成22年3月の「子育て王国とっとりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた。
- ・これまでの成果を基礎として、さらに子育てしやすい環境に発展させるため、行政のみならず、県民や事業者等が一体となり子育て支援環境を総合的かつ計画的に発展させるため「子育て王国とっとり条例（仮称）」を制定する。
- ・鳥取県らしい子育てとは、どのようなものが考えられるか。
- ・統計データ

保育所数（0～5歳人口10万人あたり）	H22：625.7ヶ所（全国4位）
年度当初の保育所待機児数	H25.4.1現在：0人（全国1位）
人口当たり産婦人科医数（15歳未満人口10万対産婦人科従事医師数）	H22：54.2人（全国2位）
人口当たり小児科医数（15歳未満人口10万対小児科従事医師数）	H22：143.7人（全国1位）
児童福祉費（17歳以下人口1人当たり）	H22：484.5千円（全国3位）

<参考法令等>

・児童福祉法

第1条 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

1 目的

- この条例は、子ども・子育て支援に関する基本方針を定め、その実現を図るため、県、市町村、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、協働して総合的な施策の推進を図ることにより、誰もが安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持ってやさしく支えることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

<参考法令等>

・次世代育成支援対策法

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

・子ども・子育て支援法

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 定義

- (1) この条例において「子ども」とは、18歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。
- (2) この条例において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、県、市町村、地域における子育ての支援を行う者等が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。
- (3) この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人、ボランティア団体等をいい、事業者を除くものとする。

- (4) この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (5) この条例において、「要保護児童・要支援家庭等」とは、保護者のない子ども、児童虐待等により保護者に監護させることが不適切であると認められる子ども、障がい児、及び不登校若しくはひきこもり等の困難を抱える子どもと、その家庭（ひとり親家庭を含む。）等をいう。

＜考え方・論点＞

- ・対象を18歳未満としてよいか。
- ・定義を定めておくべきものが他にないか。

＜参考法令等＞

・児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第6条の3 (1～7略)

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第1項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

・子ども・子育て支援法

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

・民法

(成年)

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

(婚姻による成年化)

第731条 未成年が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

3 基本方針

- (1) 子ども・子育て支援は、子どもは次代の社会を担う大切な財産であるという認識の下、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすることを旨として推進されなければならない。
- (2) 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。
- (3) 子ども・子育て支援は、家庭、学校、職場、地域社会等において、県、市町村、県民、事業者等の適切な役割分担及び協働の下に、県民等の活動に支えられて推進されなければならない。
- (4) 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して推進されなければならない。
- (5) 子ども・子育て支援は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。
- (6) 子ども・子育て支援は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。

4 役割

(1) 県の責務

- ①県は、子ども・子育て支援について重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。
- ②県は、施策を実施するに当たっては、市町村、事業者及び県民等との協働に努めるものとする。
- ③県は、子ども・子育てに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- ④県は、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かした、住民と連携した活動が促進されるよう環境整備等に努めるものとする。

<考え方・論点>

- ・県は、市町村、県民等、事業者と連携を図りながら、その中心として、子育て王国とっりの推進に取り組むものとする。
- ・財政上の措置は別条で規定する。

<参考法令等>

・児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

・次世代育成支援対策推進法

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

・子ども・子育て支援法

(市町村等の責務)

第3条 略

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

(2) 市町村の役割

- ①市町村は、子ども・子育て環境の整備を図る上で中核となる行政組織として、子ども・子育て支援に取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

<考え方・論点>

- ・市町村としては、この条文についてどう考えられるか。

<参考法令等>

・児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

・次世代育成支援対策推進法

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

・子ども・子育て支援法

(市町村等の責務)

第3条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- (2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(3) 県民等の役割

- ① 県民等は、子どもの成長及び子育てについて関心を高め、子ども・子育て支援の推進に自ら努めるとともに、自治体その他の者が行う施策に協力するよう努めるものとする。
- ② 男女とも保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせ、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

<考え方・論点>

- ・「県民等」は、県民、特定非営利活動法人、ボランティア団体等をいい、事業者を除くものを想定している。

<参考法令等>

・児童福祉法

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。

・次世代育成支援対策推進法

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

・子ども・子育て支援法

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(4) 事業者の役割

- ① 事業者は、仕事と生活の調和・両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、自治体その他の者が行う施策に協力するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう、労働者の相互理解の促進に配慮するよう努めるものとする。

<考え方・論点>

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、事業者理解を求めていく必要がある。
- ・育児休業、子育てのための勤務時間の短縮等、制度があっても取得しにくいという声が多数であり、必要な時に取得しやすい職場環境の改善を図る必要がある。

<参考法令等>

・次世代育成支援対策推進法

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念の通り、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

・子ども・子育て支援法

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

5 重点的に取り組む施策

県、市町村、県民等、事業者は、3の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくりに関する施策で次に掲げるもの

- ア 保育所及び認定こども園における保育、幼稚園での預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業などを充実し、保護者の多様なニーズに対応し、待機児童を出さないよう、提供できる保育の量を確保するもの
- イ 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域で子育てを支援しようとするもの
- ウ 保育士及び幼稚園教員を支援する体制の構築、専門性を高める研修の実施など、保育・幼児教育の質を確保するもの
- エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下「幼稚園等」という。）において、基本的な知識、技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力などを育成できるよう学校教育を充実させるもの
- オ 保育所、認定こども園、幼稚園等における施設・設備の整備により、保育・教育環境の改善を図るもの
- カ 保育所、幼稚園、認定こども園の保育料、小児医療費など、子育てに関する経済的負担を軽減するもの

<考え方・論点>

- ・「子育て王国とっとりプラン」で7つの柱として整理していた施策体系を、5つの柱に再整理する。
- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅱ子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくり」、「Ⅳ子育て家庭を支える子育てサービスの充実」、「Ⅴ子どもの生きる力の育成と教育の充実」を「(1) 子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくりに関する施策で次に掲げるもの」とする。
- ・待機児童を出さないよう保育の量を確保することは、行政が責任を持って取り組むべきもので、子育て支援の基本的な部分である。
- ・地域で子育てを支援する事業として、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブの他に、病児・病後児保育、ファミリー・サポートセンターなどがある。
- ・子育てに関する経済的負担の軽減は、少子化対策の観点でも重要な課題である。
- ・H24少子化アンケート調査結果より
<今後充実してほしい子育て支援策> 回答者943人中、30人以上の選択があったもの
 - ・保育所の定員増（未満児、年度中途等） 46人
 - ・子どもが遊べる場所の充実 37人
 - ・保育料の減額、無償化 37人
 - ・病児・病後児施設の充実 34人
 - ・子どもがいる人に対し理解ある職場環境 32人
 - ・経済的支援（児童手当の増額・減税等） 31人
- ・森のようちえん、里親保育など地域のフィールドを活用した保育への支援をどこに書き込むか。

(2) 結婚、妊娠、出産を総合的に支援する施策で次に掲げるもの

- ア 結婚を望む方が、早期に自らが望む形で成婚につながられるよう、出会いから交際、成婚に至るまでを支援するもの
- イ 妊娠・出産・不妊に関する情報提供、相談体制の充実など、安心して子どもを生む環境の整備を図るもの
- ウ 妊婦や新生児に対する保健・医療体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見、治療への支援など、安全な妊娠・出産ができる環境の整備を図るもの
- エ 児童・生徒に対し、命の大切さや性に関する正しい知識を身につけるなど、親になるための教育を推進するもの

＜考え方・論点＞

- ・「子育て王国とっとりプラン」で7つの柱として整理していた施策体系を、5つの柱に再整理する。
- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅲ結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実」を「(2)結婚、妊娠、出産を総合的に支援する施策で次に掲げるもの」とする。
- ・少子化対策は県の重要課題であり、効果的な施策を実施する必要がある。ただし、婚活事業については、行政として取り組むべきことかとの意見もある。

・H21少子化アンケート調査結果より

＜未婚、晩婚化の要因＞ 回答者1,274人中、10%以上の選択があったもの

- ・雇用が不安定で経済的基盤が安定しない 15%
- ・独身生活のほうが自由であるから 14%
- ・仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上したから 11%
- ・仕事と家庭生活の両立が難しいから 11%

＜夫婦の出生力の低下の要因＞ 回答者1,274人中、20%以上の選択があったもの

- ・育児・教育コストの負担増 31%
- ・仕事と子育ての両立の負担感 28%

＜少子化対策として県に最も実現して欲しい項目＞回答者1,274人中、20%以上の選択があったもの

- ・妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備 42%
- ・若者の就労支援 39%
- ・労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備 34%
- ・小児医療体制の充実 24%
- ・放課後対策の充実 21%
- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会についての理解を進める取り組み 20%
- ・再就職等を促進する取り組みの推進 20%

(3) 地域社会みんなで取り組む子育てを支援する施策で次に掲げるもの

- ア 県、市町村、県民等、事業者など、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図るもの
- イ 特定非営利活動法人や子育てサークルなど子育て支援団体の活動の広がり活性化を図るもの
- ウ 子どもが様々な世代と交流しながら行う遊びや伝統芸能など、子どもが地域で活動する場を提供するもの
- エ 家庭における学習習慣や基本的な生活習慣の育成、地域ぐるみで取り組む子育て運動など、家庭・地域の教育力の向上を図るもの
- オ 企業や店舗が行う子育て家庭へのサービス提供など、企業等の子育て支援の取組を促進するもの

＜考え方・論点＞

- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅰ地域社会みんなで子育てを応援」を「(3)地域社会みんなで子育てを応援する施策で次に掲げるもの」とする。

(4) 職業生活と家庭生活との両立を支援する施策で次に掲げるもの

- ア 県民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスを社会全体で推進するもの
- イ 職場における育児休業の取得及び取得後の復職時支援、子育てのために勤務時間の短縮等、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等、安心して子育てができる就労環境の整備を図るもの

＜考え方・論点＞

- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅶ職業生活と家庭生活との両立等」を「(4)職業生活と家庭生活との両立を支援する施策で次に掲げるもの」とする。
- ・男女共同参画に関する施策について、どのように盛り込むべきか。

(5) 要保護児童・要支援家庭等を支援する施策で次に掲げるもの

- ア 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない認められる子どもの、社会的自立を促進するため支援・援助するもの
- イ 児童虐待の予防、早期発見、早期対応など、児童虐待防止を推進するもの
- ウ ひとり親家庭に対する相談体制の充実や就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援するもの
- エ 障がい児が地域で安全・安心に生活できるようライフステージに応じた支援、また障がい児に対する理解や関心を深めるもの
- オ 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して支援を行う機関の連携体制を強化するもの

<考え方・論点>

・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅵ要保護児童・要支援家庭等への取組」を「(5) 要保護児童・要支援家庭等を支援する施策で次に掲げるもの」とする。

6 推進体制

(1) 推進体制の整備

県は、市町村、県民、事業者、民間団体、医療機関、労働機関、教育機関及び大学等と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 子育て王国とっとり発展会議（仮称）

- ① 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、子育て王国とっとり発展会議（仮称）（以下「発展会議」という。）を設置する。
- ② 発展会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 77 条第 4 項に規定する審議会を兼ねることとし、子育て王国と通りの推進のために行う施策の検討等に関するもののほか、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項で規定する事務を所掌することとする。
- ③ 発展会議は、委員 25 名以内で組織し、その任期は 2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。
- ④ 発展会議の会長は、委員の互選によってこれを定め、会務を総理する。
会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- ⑤ 発展会議の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。
発展会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。
- ⑥ 発展会議には、専門事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。
専門委員は、知事が任命する。
- ⑦ 発展会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
部会に属すべき委員は、会長が指名する。

<考え方・論点>

・子育て王国とっとり発展会議（仮称）の組織案

- ① 委員数：25 名以内（保護者、地域における子育ての支援を行う者、子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などから、知事が任命） ※公募委員を含める。
- ② 所掌事務：子育て王国と通りの推進のために行う施策の検討等に関すること
子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項で規定する事務
- ③ 任期：2 年間
- ④ 専門委員：設置可能
- ⑤ 部会：設置可能

＜参考法令等＞

・子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第77条 (1～3略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

・鳥取県民参画基本条例

(委員の公募等)

第10条 県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関(著しく専門性の高い機関を除く。)の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。

7 財政上の措置

県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、国や市町村と連携し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

＜考え方・論点＞

・市町村と県福祉保健部との意見交換会で、市町村から「県の財政支援」について記載するよう意見があった。

8 雑則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別途定める。

＜考え方・論点＞

・年度毎に「行動指針」を定める。

附則

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 検討

知事は、平成30年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

＜考え方・論点＞

・施行後5年後を目途として、見直すものとする。(平成26～30年度)

・現行の「子育て王国とっとりプラン」は平成22～26年度の5年計画である。

2 懇話会での意見（主なもの）

(1) 条例全体について

- 幼稚園と障がい児に対する記載がうすいので、よく状況把握をして記載して欲しい。
- 子どもの命を大事にすることが最初に記載されるべき思う。
- 子どもに対する施策についての記載内容が低年齢児中心になっているように思えるので、小学生以上にも目を向けた記述を入れてはどうか。
- 子どもの頃から自分のライフプランをどう創っていくのかについて考えるような教育を行うこともセットで考えることで、条例の有効性や実効性は高まると思う。
- 子育て王国を目指すのであれば、完全に近いところを目指すべきである。

(2) 前文について

- 「鳥取県らしい」という言葉は、漠然としていて具体的なことが分かりにくい。「鳥取県ならではの」という特徴を出したいということで考えてはどうか。

(3) 定義について

- 子どもの定義について、「婚姻した者を除く」となっているが、子ども・子育て支援法と同様の「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」にしてはどうか。
- 子どもの定義は「18歳未満」としてはどうか。

(4) 県・市町村等の責務・役割について

- 役割について、「県の責務」とするのであれば、市町村も「役割」ではなく「責務」の方がいいかもしれない。県庁の条例ではなく、県民の条例である。県と市町村の一体感もできるのではないか。
- 骨子案では、「保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に…」という堅い表現になっているので、「深い愛情を持って大切に育てる」などといった表現もあったほうがよい。

(5) 重点的に取り組む施策について

- 夜間や日曜日に子どもを預けられるところが少なく、サービス業などの方は困ることがある。
- 結婚、妊娠、出産の支援について、婚外子の権利について最高裁の判決が出たばかりであり、まず結婚ありきということで作っていると抵抗を感じる。出会いの場を作るのがはいいが、結婚とか成婚とかの言葉には抵抗感があるのではないか。
- 職業生活と家庭生活の両立について、子育て支援の制度があっても、特にパートや臨時職員などは使いにくい、使えないという声も聞くので、もう少し詳しく書いていただきたい。
- 平成21年の少子化アンケート結果では、少子化対策として県に取り組んで欲しい内容が、職場環境に関するものが上位を占めているのに比べ、条例で記載されている中身が少ないように思う。
- 障がい児への支援について、障がい児教育を学んだ人を大事に育てて、他の教師に教えてくださるようになればよいと思う。
- 発達の子になる子どもは保育園でも多い。加配の保育士を配置しているが、今後も増える傾向にあると思う。

3 今後の検討スケジュール（予定）

- 9月下旬 第2回懇話会【書面会議】(条例案(骨子)の確認)
- 10月上旬 条例案(骨子)に対する意見聴き取り
- ～10月下旬 <パブリックコメント、タウンミーティング、関係機関聴き取り>
- 10月下旬 第3回懇話会(寄せられた意見への対応方針の検討)
- 11月中旬 第4回懇話会(条例案(草案)の検討)
- 1月上旬 第5回懇話会(条例案(最終)に対する意見交換)
- 2月議会 条例案(議案)提出

※ 県議会常任委員会、子育て王国とっとり推進議員連盟との意見交換を適宜開催